



健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 3 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡山耳鼻咽喉科クリニック	岡山市北区中山下二丁目二番一号、七階	令和 八年 三月 一日
芳賀佐山診療所	岡山市北区芳賀五二二番地一一〇	〃 二日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。  
 令和 8 年 3 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さなだ薬局中島店	倉敷市中島二二四八一―一二	令和 八年 四月 一日
ププレひまわり薬局 倉敷中庄店	倉敷市松島一〇九六一―一	〃